

第1回 再編整備後の木川南小学校 校地活用検討会議

令和5年3月28日
大阪市淀川区役所

経緯

- 「大阪市立学校活性化条例」では、学級数12～24を適正規模と規定し、適正規模を満たさない学校については「学校再編整備計画」を作成することにしています。
- 令和4年12月13日の大阪市教育委員会会議において、西中島小学校と木川南小学校を、令和10年4月に、隣接する木川小学校に統合することが承認されました。
- 統合後の西中島・木川南両校の校地をどう利活用していくか、今後区役所で検討することにしています。

これまでの経過と今後の進め方（フロー）

「木川小学校・西中島小学校・木川南小学校学校適正配置検討会議について」資料より抜粋

学校再編整備計画案を作成するにあたり、R3年12月～R4年9月にわたり、住民説明会を9回開催しました。
いただいた意見等を可能な限り学校再編整備計画案に反映しました。

「住民説明会において質問・意見等が一定出尽くした」と判断し、学校再編整備計画案を取りまとめ、令和4年12月13日に教育委員会会議に上程し、議決されました。

- 「再編整備後の木川小学校での 教育環境」
- 「再編整備後の西中島小学校と木川南小学校の校地の活用」

について、それぞれ検討会議を設置し、地域や保護者の代表様からご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

適正配置対象校の区分

教育委員会が、学校現況調査(5月1日現在)及び住民基本台帳からの未就学児データより作成した推計より、適正配置対象校を区分。
区分した適正配置対象校を区担当教育次長へ報告
○規則第3条各号を区分

学校再編整備計画案の作成

区担当教育次長において、区分された適正配置対象校の学校再編整備計画案を作成(計画の内容：実施時期、実施後の所在地、学級数・児童数の推移・見込み、実施方法、施設の整備計画、通学路及び通学路の安全対策等)

○条例第16条5項、規則第4条、第5条

学校再編整備計画案の上程

教育委員会会議による審議及び議決

学校再編整備計画の公表

教育委員会会議で議決された計画を区役所のホームページで公表

○条例第16条6項、規則第4条、第5条

計画に変更が生じれば、区から教育委員会へ変更案を提出し、教育委員会会議の議決を経て、改めて公表

検討会議(地域・保護者等による構成)からの意見

意見聴取を行う
(具体例)

- ・計画に記載している通学路の安全対策について、通学路上にガードレールを設置するなど、具体的な安全対策の手法に対して意見を聞く
- ・校名案など、具体的な募集方法等の意見を聞く

○条例第16条7項、規則第7条

市会

教育委員会会議による学校設置条例の改正案議決
市会への学校設置条例改正案の上程

学校適正配置

校地活用検討会議で取り扱う事項

再編整備後の木川南小学校 校地活用検討会議

設置趣旨

再編整備後の木川南小学校校地の活用方策に関する事項について、委員より意見を聴取

委員構成

木川南小学校区の地域住民

検討事項

- ・再編整備後の学校校地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関するここと
- ・再編整備後の学校校地の活用方策に関するここと
- ・その他必要な事項に関するここと

再編整備後の西中島小学校 校地活用検討会議

設置趣旨

再編整備後の西中島小学校校地の活用方策に関する事項について、委員より意見を聴取

委員構成

西中島小学校区の地域住民

検討事項

- ・再編整備後の学校校地における地域防災拠点機能や地域コミュニティ機能に関するここと
- ・再編整備後の学校校地の活用方策に関するここと
- ・その他必要な事項に関するここと

校地活用検討会議で取り扱わない事項

木川小学校・西中島小学校・木川南小学校
学校適正配置検討会議

設置趣旨

区役所から学校再編整備計画について具体的な計画をお示しし、委員より意見を聴取

委員構成

3小学校区の児童の保護者、地域住民、学校協議会の構成員等

検討事項

- ・学校再編整備計画に関するこ
- ・標準服、その他の必要な事項

統合後の学校(1カ所)で実施することとなっている事業

いきいき放課後事業

統合後の実施環境などについては、事業受託者と本市で協議し、整理します。

いわゆる「学校開放3事業」

- ①生涯学習ルーム事業
- ②学校体育施設開放事業
- ③小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業

これらは、統合後の木川小学校で実施します。

※ 運営委員会間での調整につきましては、区役所の各事業担当から別途ご連絡いたします。

「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」 より抜粋（令和4年4月時点）

- 学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めいかなければならない。
- 土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着、防災空間としての機能などに配慮する必要があり、処分にあたっては個別の用地に係る状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用策、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。

「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」 より抜粋（令和4年4月時点）

- これまで学校施設は地域の住民にとっても投票所や、災害時における避難所として指定されてきたところ、令和4年4月の「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」改正にともない、学校跡地において、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続する必要があるなど、一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなつた。
- 学校跡地の活用にあたっては、必ず事前に教育委員会事務局及び契約管財局へ相談のうえ、個々の学校跡地に係る地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく必要がある。

木川南小学校

- 淀川区木川東1丁目2番36号
- 校区人口 4,713人 (2020年国勢調査)
- 敷地面積 $5,876.24m^2$ (実測)
- 用途地域 第2種中高層住居専用地域
- 容積率 300%
- 建ぺい率 60%
- 準防火地域
- 延床面積 $3,451.92m^2$
- 接面道路の状況
 - 北側：市道（幅員約8m）
 - 東側：市道（幅員約8m）
 - 南側：市道（幅員約2.4～4m）
 - 西側：市道（幅員約3.3m）
- 敷地の南西側は道路に接していません



西中島南方駅から約500m

今後も必要となる地域防災拠点機能

- 災害時避難所としての機能は、現在の面積からの確保をめざす。
(屋内運動場80%、普通教室70%、特別教室・図書室・廊下50%など)
(木川南小学校 1,680m²,639人)
- 一時避難場所としての機能は、次の避難可能人数をめざす。
(木川南小学校 4,450人)
- 備蓄物資の保管に必要な面積の倉庫を3階以上で確保する。
- 災害時に使用できる電源(照明、充電等)や水道設備を確保する。
- 定期的な避難訓練の実施機会を確保する。施設管理者も、訓練や災害時には協力する体制づくりを支援する。

現状と課題

- 小学校はこれまで、地域防災拠点機能（災害時避難所など）や地域コミュニティ機能（地域の拠点、選挙の投票所など）を担ってきました。
- 一方で、木川南地域には、小学校以外の公共施設がほとんどありません。
- また、校地の利活用にあたっては、「用途地域による制限」「既存建物の耐震性能」「事業用定期借地権設定など活用手法の選択」といった各種制約があります。



求められる機能と各種制約を踏まえた実現性のある活用方法の検討のため、令和5年度にマーケットリサーチを実施します。